

会員規約

本規約は、一般社団法人 日本ホリスティックニュートリション協会（以下「当協会」という）の会員に関する事項を定め、当協会の円滑な運営と、ホリスティック栄養学およびストレスニュートリションの普及を目的とする。

第1条（会員の種別）

当協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員（法人）

第2条（入会）

1. 当協会への入会を希望する者は、当協会所定の方法により入会を申し込み、当協会がこれを承認することにより会員となる。
2. 会員として認められるためには、入会金および年会費を所定の方法により納入するものとする。
3. 入会金および初年度年会費が納入されない場合は、入会を認めないものとする。

第3条（入会金および年会費）

1. 会員は、別途定める入会金および年会費を納入するものとする。
2. 既納の入会金および年会費は、原則として返還しないものとする。
ただし、当協会が特別に認めた場合には、この限りではない。

第4条（会員資格の発生）

会員資格は、当協会が入会申込みを承認し、かつ入会金および年会費の納入を確認した時点で発生するものとする。

第5条（会員の特典）

会員は、当協会が提供する各種情報提供、イベント、講座、その他の会員向けサービスを利用することができる。

第6条（禁止事項）

会員は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 当協会の活動目的に反する行為
- (2) 当協会または他の会員の名誉・信用を損なう行為
- (3) 当協会の運営を妨げる行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為

第7条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本規約に関する権利を第三者に譲渡することはできないものとする。

第8条（反社会的勢力との関係遮断）

会員は、社会的秩序や健全な協会活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。

第9条（休会）

1. 年会費の支払いが滞った場合、当該会員は休会扱いとする。
2. 休会期間中は、会員としての特典を利用することはできない。

第10条（退会）

1. 休会状態となり、1年以上にわたり支払い義務を履行しなかった場合、会員は自動的に退会となる。
2. 会員は、前項に該当しない場合であっても、当協会に退会の意思を通知することにより、いつでも退会することができる。

第11条（除名）

当協会は、会員が本規約に違反し、または当協会の目的に反する行為を行った場合には、当該会員を除名することができる。

第12条（規約の変更）

当協会は、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、変更内容はウェブサイトへの掲載その他当協会が適当と認める方法により告知する。

第13条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当協会と会員は誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則

本規約は、2019年1月1日より施行する。

なお、本規約は、当協会における会員制度の運用実態を明文化したものである。